

○宮崎大学における外国人留学生の履修方法の特例に関する細則

〔平成16年4月1日
制 定〕

改正 平成19年6月8日 平成22年9月30日
平成26年3月31日 平成28年3月17日
令和3年3月25日 令和4年9月30日
令和6年3月29日

(趣旨)

第1条 この細則は、宮崎大学学務規則（以下「規則」という。）第47条第3項の規定に基づき、宮崎大学に入学した外国人留学生（以下「留学生」という。）の授業科目及び履修方法について定めるものとする。

(日本語科目及び日本事情に関する科目の授業科目及び単位数)

第2条 日本語科目及び日本事情に関する科目（以下「日本語科目等」という。）として開設する授業科目及び単位数は、別に定める。

2 授業計画上やむを得ない場合は、学び・学生支援機構教養教育教務委員会（以下「教務委員会」という。）の議を経て、授業科目及び単位数の一部を変更することがある。

(短期集中プログラム)

第3条 短期集中プログラムにおいて、授業科目と単位数については、別に定める。

(単位の取扱い)

第4条 学部留学生が日本語科目等に関する授業科目を履修し単位を修得したときは、教務委員会の議を経て教養教育科目の単位の読み替えることができる。詳細については別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 規則附則第2項の規定に基づき、平成16年3月31日に旧宮崎大学に在学する者については、本細則の規定にかかわらず、なお旧宮崎大学の規程等の定めるところによる。

附 則

この細則は、平成19年6月8日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年10月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。